

ポジション移管等の申込み及び撤回に係る方法について

2018年4月6日

株式会社日本証券クリアリング機構

業務方法書の取扱い第43条の3に規定する当社が定める方法は、申込書又は申込みの撤回書（以下「申込書等」という。）¹に必要事項を記入のうえ押印し、電子メール²により当社に送信するとともに、申請を行った旨を当社に電話連絡²する方法とする。

また、申込みについては実施日（当社営業日に限る。）の午後2時まで、申込みの撤回については午後4時までに行うこととする³。

以 上

¹ 申込書等及び取引明細書は、当社があらかじめ定める様式によるものとする。

² 送信先アドレス及び電話番号は、申込書等に記載。申込書等の原本を PDF ファイル形式、必要に応じ申込み又は撤回に係る取引明細書を Excel ファイル形式で添付するものとする。

³ ただし、清算参加者及び清算委託者は、業務方法書第53条の3の規定による清算約定（自己分）の承継の場合、同第58条の2第2項に規定する受託外参加者承継の場合、同第58条の3第5項に規定する受託外委託者承継（委託分）の場合又は同第58条の4第2項に規定する受託外委託者承継（自己分）の場合には、あらかじめ当該申込みを行う旨を当社に申し出て、実施日その他必要な事項について別途当社との間で取決めを行うものとする。